

コンサルティングエンジニア連盟 (CE 連盟) の
中期活動方針

令和7年2月

コンサルティングエンジニア連盟

コンサルティングエンジニア連盟(CE 連盟) 中期活動方針

目 次

はじめに	1
I 政治(立法府)への働き掛けの必要性	1
II 連盟の現状と課題	1
1. 政治活動の成果と課題	1
(1) 政治活動と成果	1
(2) 政治活動における課題	2
2. 会員数等の現状と課題	3
(1) 正会員数と口数の現状	3
(2) 連盟の将来を担う準会員の現状	3
(3) 正会員数、口数、準会員数拡大上の課題	3
3. 本部活動の現状と課題	4
(1) 本部の諸活動と経常経費	4
(2) 本部活動(事務処理能力向上)の課題	4
III 中期活動方針	5
1. 連盟と建コン協の役割分担と情報の共有	5
2. 組織の強化	5
(1) 正会員の会員数、口数及び準会員数の目標	5
(2) 連盟「若手の会」の設立	5
(3) 支部活動の強化	5
(4) 本部活動の実施体制の整備	5
3. 要望・提案事項	6
(1) 品確法改正への提言	6
(2) 入札契約制度の提案	6
(3) 認知度及び地位の向上	6
4. 国会議員への応援と要望活動	7
(1) 選挙の応援活動	7
(2) 職域代表の国会議員への要望活動	7
5. 活動方針の中の重要事項とブラッシュアップ	7

コンサルティングエンジニア(CE)連盟の中期活動方針

令和7年2月

はじめに

コンサルティングエンジニア連盟（以下、「連盟」という）が設立されて23年が経過し、会員が約3,200名（設立時901名の3.6倍）、口数が4,800口（同1,626口の3.0倍）に達しつつある中、連盟の現状と課題を整理し、今後の方向を確認するとともに、連盟の活動を着実に推進することを目的として、中期活動方針を作成する

I 政治(立法府)への働き掛けの必要性

我が国の活性化の手段の一つが社会資本整備である。良質な社会資本の整備には、そこに関与している業界及び関係者の健全な発展が欠かせない。とりわけ建設コンサルタント業界は、社会資本整備の上流工程に従事しており、上流工程における成果品の質が社会資本のライフサイクルコストを左右することから、優秀な人材の採用・育成が必須である。それには、建設コンサルタントの地位向上が不可欠である。

一方、建設コンサルタント及び業界には多くの課題がある。重要な課題の多くは法制度に関わっている。これを解決するには、建設コンサルタント業界の政策を、立法府等を通じて政治的に実現することが必要である。

II 連盟の現状と課題

1.政治活動の成果と課題

(1) 政治活動と成果

連盟の主な活動とその成果を以下に示す。

平成17年の品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）は、技術競争による選定、発注者の責務などが明記され議員立法で制定された。その後も状況に応じて適宜改正されるなど、連盟の目的とする建設コンサルタントの社会的・経済的地位の向上に対して希望を与える大きな一歩であった。

この後の法改正を含む主要な政治活動の成果は次の通りである。

- ① 平成26年6月の品確法の改正
 - ・基本理念は担い手の中長期的な確保
 - ・発注者の責務は関係企業の適正利潤の確保
 - ・「調査、設計業務における技術的能力の審査など」（第22条）の条項を追加
 - ・調達における技術力による選定の拡大と多様な入札契約制度の導入・活用
- ② 令和元（2019）年6月の品確法の改正
 - ・「災害時の緊急対応の充実強化」、「働き方改革への対応」、「生産性向上への取組」、「調査・設計の品質確保」の四つが主な改正
 - ・測量、地質調査、その他の調査（点検及び診断を含む）と併せ「公共工事に関する調査等」として設計業務の定義を法律第2条に追加（連盟が目指す法律に裏付けられた建設コンサルタントの社会的、経済的な地位向上が一步前進）
- ③ 令和3年「公共工事品質確保に関する議員連盟(自民党)」(以下、「品確議連」という)総会

・要望書を連盟が独自に提出、その後この要望書は国土交通大臣に直接手渡される。

④ 令和5年6月 国土強靱化基本法の改正

・「国土強靱化実施中期計画の策定」に基づく当初予算の拡大に期待。

⑤ 令和6年3月「設計業務委託等技術者単価」の12年連続アップの実現

⑥ 令和6年の品確法の改正

・品確法の5年ごとの見直しを活用して、(一社)建設コンサルタンツ協会(以下、「建コン協」という)から「事業マネジメント能力を有する技術者の確保・育成、評価する方法の確立」を要望。改正品確法第32条において「調査等の担い手の中長期的な育成及び確保に留意」「資格などに係る制度の運用の在り方の検討」が追記。

今後も、建設コンサルタントの要望や提案の実現に向けての国土交通省や職域代表の国会議員との意見交換を行っていく。

(2) 政治活動における課題

両議員に対する政治活動は成果を上げつつあるものの、公共事業における重要度が高い建設コンサルタント業務に関する国民的認知度は依然として低い。関係者は「仕事へのやりがい」を持ってはいるものの、流動性が高く多様化する労働市場にあって、「担い手の確保」には繋がっていないのが現状である。ここでは、政治的活動成果及び建設コンサルタント業が抱える諸課題が業界内に浸透していないこと、職域代表である国会議員への要望活動が不十分であることなどを含め、政治活動における主要な課題を示す。

① 業界内への政治活動成果及び課題の浸透

② 職域代表の国会議員への要望活動の強化

③ 品確法上の課題(建設コンサルタント登録規程の法制化) 品確法では技術力等を担保するための審査の必要性が謳われている。建設コンサルタント資格に関わる制度として「建設コンサルタント登録規程」はあるが、登録の有無にかかわらず、実務上は技術力の審査なしに誰もが参入できる資格となっている。

④ 入札契約制度上の課題 公共事業は買い手である発注者が価格を決め購入するという通常の自由経済市場原理とは異なる市場であり、価格の上限拘束性、契約の片務性などの問題^{注1,2)}があるにも関わらず、このような特殊性に対応した入札契約制度が確立していない。また、働き方改革に関連して、適正な給与・休暇など「新3K・新4K」が求められている。(新3K:給料、休暇、希望 新4K:新3Kに「かつこいい」を追加)

⑤ 社会的地位向上の課題 建設コンサルタント業は、建設関連業もしくは専門工事業で括られ、独立した法的名称を有していない。業態が曖昧なため認知度が低い原因の一つとなっている。

⑥ 業務形態の多角化と関連法整備上の課題 品確法の対象を「公共工事」から「公共事業」へ拡大することで、公共事業の上流工程に従事している建設コンサルタント業を定義する。ただし、民間活用などにより「公共事業」や「社会資本整備」の概念が広がってきており、建設コンサルタント業自身の業務形態が民間事業への参加、建設業などとの連携、自治体連携など多様化していることから、法定化に際しては、領域の検討が必要である。

⑦ 建設コンサルタント業務の契約約款では、著作権、再委託、契約不適合時の無限責任等の課題を有している。

⑧ その他

注 1)土木学会の「公共工事の価格決定構造の転換に関する研究小委員会」（木下誠也委員長）では、公共調達に関する研究成果の報告書の中で、工事価格の上限（予定価格）と下限価格（低入札超基準価格うなど）の見直しや、下請価格や労務賃金を受注者側が積み上げた入札金額で設定することなどを求めている。

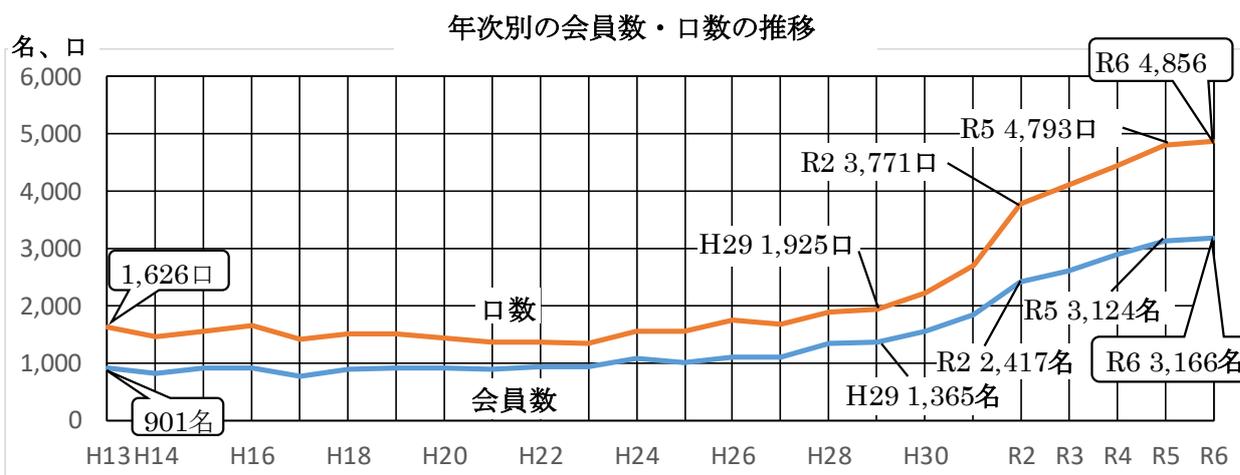
注 2)草柳俊二高知工科大学名誉教授は、「建設契約講座」（9.25 建設工業新聞）の中で「日本の公共工事の設計業務の区分と内容は、発注者が設計業務を全て行うという前提で作られているため、受発注者間のリスク分担を明確にする機能が欠落した状態（概略・予備・詳細設計の定義が重複しており、発注者と受注者の分担に必要な責任限界が明示できない）であり、その構造を抜本的に見直す必要がある」と指摘している。

2. 会員数等の現状と課題

(1) 正会員数と口数の現状

連盟設立から令和6年までに、会員数は3.5倍、口数が3.0倍に増えた。特に、平成29年からの7年間でそれぞれ、2.3倍、2.5倍と急増している。連盟に加入している会員の所属企業は、建コン協の会員企業の約55%に達し、企業数は2.5倍に増えた。

会員数 (R6/H13)	3.5倍 (3,166名/901名)
口数	3.0倍 (4,856口/1,626口)
会社数	2.5倍 (277社/110社)



(2) 連盟の将来を担う準会員の現状

令和3年末に準会員制度を創設した。これは、将来の建設コンサルタントを担う中堅・若手の建設コンサルタント職員が40歳未満であれば会費無料で参加できる制度である。入会によって、政治への関心・興味を促し、建設コンサルタントの種々の課題解決のためには、政治に積極的に参加してもらうことが必要である。準会員数は、次のように着実に増えている。

【参考】準会員数：R3年末42名 R4年末363名 R5年末482名 R6年末614名

(3) 正会員数、口数、準会員数の拡大上の課題

正会員および準会員は拡大してきたが、会員個々に連盟の活動への賛同による積極的な入会が望ましい。そのためには、連盟活動を理解、納得した上での参加・入会増が図れるかが課題であり、連盟や建コン協の活動を企業の幹部や社員へあらゆる機会を利用して、丁寧に説明し周知していくことが必要と考える。

3. 本部活動の現状と課題

(1) 本部の諸活動と経常経費

連盟本部には、非常勤の職員が平成 30 年から本部幹事 1 名（週 1～2 日不定期出勤）、令和元年から 2 名（幹事長と本部幹事）が、市ヶ谷の事務所（平成 31 年 2 月に開設）で活動している。他に、連盟の会計職務を、会計責任者と会計責任者職務代行の計 2 名の支援（ボランティア活動）をいただいている。

1) 平常時の事務処理

連盟では、毎年次のような日次処理、月次処理、年次処理を行っている。

会員管理・会員情報整理（日常）、支部別・会社別整理（毎週）、支部への会員情報提供（毎週）、会員一覧整理（1 月）、会員勧誘（3 月～秋頃まで随時）、会議など開催事務
総会準備 総会報告書関連 講演会 意見交換会

2) 選挙時の事務処理

選挙のある年には、1) の他に選挙のための事務処理が加わる。

選挙用ハガキ・ポスターなど送付 推薦状提出依頼、候補者クラブへの入会要請・紹介者名簿作成依頼 後援会・決起集会・政策懇談会等出席、後援会との事務連絡など

3) 経常費用等

経常経費（人件費・事務管理費）、政治活動費は、職員（非常勤 2 名）の増加と活動の拡大に伴って、連盟設立から、それぞれ約 18 倍、4 倍に増えている。一方、繰り越しも増えている。収入と支出の適正なバランスを図ることが必要である。

会費収入（R5/H13）	3.0 倍（24,360 千円／8,005 千円）
経常経費（人件費・事務管理費）	18.2 倍（9,477 千円／520 千円）
政治活動費	3.8 倍（11,465 千円／3,037 千円）

(2) 本部活動(事務処理能力向上)の課題

- ① 正会員はここ 6 年間に急増し、準会員も 3 年間で着実に増えている。継続・非継続などの会員管理、入金確保のための口数管理などが課題である。具体的な問題の一つに、現在非常駐職員が 2 名だが、会員管理は実質一人が行っている。これらの増加等に伴って一人で管理するのが難しくなってきた。
- ② 職員の増員、若しくは、職員の属性に依存しない会員管理システムの構築の検討が必要な時期にきている。個人会員で構成される連盟の会員等管理システムの構築には、人的に処理しているシステム上の課題解決（マニュアル化等）が必要である。会員は建コン協の会員企業の職員であることから、企業の連盟窓口を通じて、住所変更・入金遅れの確認・退職の確認・継続入会の「うっかり忘れ」の確認などの見過ごしを聞きとりで対応するなど、会員数及び口数の確保を実施しており、機械的に対応できない現行の会員管理方法の抜本的な改善が必要である。
- ③ 非常駐職員が 2 名で、上述の会員管理のほかに、会議開催、選挙支援などで実質的に多忙であり、現状以上の連盟活動が難しい状況にある。
- ④ 連盟会計処理の課題 政治活動及び選挙活動の活動方針に沿った出費を明確にし、繰越なども考慮した会費等の徴収計画の再検討など収入と支出の適正なバランスを図ることが必要である。

Ⅲ 中期活動方針

ここで述べる中期とは、参議院議員選挙後の令和7年（2025年）後半から連盟設立30周年の令和13年（2031年）までと定義する。

中期活動方針では連盟の諸課題について主要項目を掲げ、それを実施するための組織強化策及び経営に必要な収入等を提案する。

1. 連盟と建コン協の役割分担と情報の共有

企業や一般の団体は政治活動に制限がある。このため、政治活動（寄付活動や選挙支援活動）は政治団体である連盟が担うこととし、建コン協は発注者である行政へ実務上の課題を働きかけるといった役割分担で課題解決を図ってきた。この体制はこれまで同様に継続することとする。

この活動の過程で、建設コンサルタントの社会的・経済的地位の向上には、コンサルティングエンジニア（以下「CE」という）の法制度にかかわる検討や政治活動が不可欠であるということに認識してきた。法制度上の課題解決には、職域代表（立法府）の理解が重要であり、そのための具体的な要望・提案が必要である。この要望・提案の検討は、実務を担い、日々諸課題に直面し、各種検討組織が構成され、連盟会員の母体である建コン協が引き続き実施することをお願いする。また、この種の活動を一体化し、連盟及び建コン協本部（常任理事会等）との情報共有を図るため、定期的な協議の場を設けることを提案する。

2. 組織の強化

以下の体制確立を目標とする。

(1) 正会員の会員数、口数及び準会員数の目標

(ア) 正会員（会費1口5千円）

将来目標は、令和5年の建コン協会員企業のコンサルタント部門職員数の10人当りに会員1名とし、 $62,835 \text{人} \times 0.10 = 6,284 \text{名} \approx 6,000 \text{名}$ 口数は1.5倍の9,000口とする。

中期活動方針の目標年の令和13年（2031年）の目標は、将来目標の7割程度の4,000名、6,000口とする。

(イ) 準会員（40才未満、会費無料）

準会員数の中期活動方針の目標は、正会員の3割程度の2,000名とする。

(2) 若手との連携強化

連盟では、若い会員による組織の活性化、強化に向けて、準会員制度の拡充を図ることとしている。また、建コン協の「業界展望を考える若手の会」（以下、「若手の会」という）との意見交換会の継続などにより、連携の強化、若手への連盟の見える化を進めていきたい。さらには、土木学会の若手パワーアップグループや土木技術者女性の会との連携なども検討し、先々連盟内に「連盟若手の会」の設立も視野に入れていきたい。

(3) 支部活動の強化

支部活動については、選挙年に支部による情報の受発信や資料配布の作業分担、支部と国会議員との意見交換会の実施などが想定されるほか、今後の若手会員の拡大と建コン協の若手の会との意見交換会などの支部活動の拡大も予想される。これらの活動における本部、支部間の役割分担や意見交換会等での費用が発生する場合の活動費の負担増について検討する必要がある。

(4) 本部活動の実施体制の整備

1) 実施体制

連盟創設の目標遂行に向けた基盤づくりとして、本部活動の実施体制を整備する。一つは日常管理業務の実施体制であり、一つは連盟の基幹業務の実施体制である。日常管理業務は、従来体制で実施してきたものであり、基幹業務は実施体制の整備後の業務である。

日常管理業務とは、日次・週次・月次の決められた業務の遂行であり、会員管理、総会・役員会・幹部会資料の作成、年次報告書関連、準会員通信等である。

今後充実すべき連盟の基幹業務は、連盟本来の目的達成に向けた管理規程の制定等を含む組織運営の基盤整備であり、建コン協と協働で実施する「認知度及び地位の向上に対する課題（品確法、社会資本整備基本法等）」への対応、そのための建コン協幹部との協議、建コン協若手の会との意見交換会と準備、個別の会社等への連盟活動の広報等を実施する。

2) 予算の概算計画（現体制準備案）

現時点の組織及び経常経費、政治活動費は、令和5年（コロナ禍終息、選挙前年）の支出実績2,000万円、4,000口を参考として、毎年の活動、職員増員、PCの更新、事務所拡大などを考慮し、令和7～13年の予算を試算したのが、下表である。職員の給与は令和6年時点を踏襲している。

令和6～13年の連盟の収入、支出、次期繰越の予算の試算（詳細は参考資料参照）

項目	H13	R1	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	職員0	職員2 参院選	職員2	改選期 職員2 参院選	職員3	改選期 職員3	職員3 参院選	改選期 職員3	職員3	改選期 職員4 参院選
会員数(人)	901	1,847	2,900	3,000	3,100	3,200	3,350	3,500	3,850	4,000
口数(口)	1,626	2,690	4,300	4,500	4,650	4,800	5,000	5,250	5,750	6,000
収入 会費(千円)	8,005	13,450	21,500	22,500	23,250	24,000	25,000	26,250	28,750	30,000
収入計(繰越込み)(千円)	8,005	21,378	39,907	35,617	34,197	32,737	31,422	29,157	32,292	34,572
支出 経常経費(千円)	520	7,159	9,640	9,670	11,310	11,715	12,265	11,815	11,870	15,870
(人件費)	0	3,705	6,810	6,810	8,400	8,750	8,750	8,750	8,750	10,550
(事務所費)	299	2,709	2,220	2,250	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	4,700
政治活動費(千円)	3,037	8,699	17,150	15,000	14,150	14,600	16,250	13,800	15,850	15,900
支出計(千円)	3,557	15,858	26,790	24,670	25,460	26,315	28,515	25,615	27,720	31,770
次期繰越(千円)	4,448	5,520	13,117	10,947	8,737	6,422	2,907	3,542	4,572	2,802

備考) 令和8年に新体制として職員3名（幹事長含む）、年間人件費試算約840万円。令和13年の職員4人のうち1人は事務職。令和13年に事務所移転（現在30㎡から50㎡へ）すると、繰越額が約300万円まで減少する。常駐職員の採用に当たっては、ここで考慮していない厚生年金などの社会保険料への対応や福利厚生など考慮すべき点がある。

3. 要望・提案事項

以下の要望と提案については建コン協が作成した要望と提案を基に順次展開を図るものとする。

(1) 品確法改正への提言

品確法は5年ごとに見直しをすることとされており、望ましい品確法の在り方、提言などへ向けて、品確議連や議員への要望などの際に建コン協と連携していく。

並行して、国会議員との意見交換会などで建設コンサルタントの考える問題として提案し理解を得る活動をする。

(2) 入札契約制度の提案

自由経済市場とは異なる性質を有する我が国の公共事業市場において、価格競争など多々不都合が生じている入札契約制度を見直し、上限拘束性や瑕疵担保（履行不適格）における無限責任など片務性のある現在の入札契約制度とその対策について検討し、提案する。既往の資格の再整理も必要である。入札契約制度に詳しい木下理事など専門家との勉強会などを立ち上げ、建コン協全体で理解を深めておくことが重要である。

(3) 認知度及び地位の向上

「建設コンサルタント」という職業の法的位置づけ（例えば業務独占などが理想であるが）

を明確にすること、「建設コンサルタント」の名称を再定義し、職業分類のサービス業に固有名称として認知してもらうことなどである。認知度の向上は「地位の向上」に直結する。

第一歩として、「建設コンサルタント登録規程」を足掛かりにする方法や品確法の5年ごとの見直しを活用して品確法の中に建設コンサルタントを再定義することなどを検討する。

これまでも実施されてきたところであるが、国会議員が「建設コンサルタント」の災害時の活躍などについてアピールできるような情報提供を行うことなども検討していきたい。

認知度及び地位の向上に対して、対外的な広報、周知活動は、建コン協の広報委員会や対外活動委員会の積極的な対応に期待する。加えて、幹部会及び若手の会との意見交換を通じて、業界内職員の合意形成が得られ認識されていることの重要性を再認識したことから、業界内での広報、周知活動も行うこととする。このことが、正会員、準会員の拡大につながるものと考えている。

【参考1】 建設コンサルタントの職業分類上の位置づけ

建設コンサルタント業は、日本標準産業分類（平成25年（2013年）10月改定、平成26年（2014年）4月施行）では、学術研究、専門・技術サービス業＞技術サービス業＞土木 建築サービス業＞建築設計業に分類されており、設計監理業、建物設計製図業、国・地方公共団体工事事務所（直営工事を行わないもの）と同分類であり、国土交通省では建設関連業、専門工事業として分類されている。

【参考2】 建設コンサルタントの周知と名称の再検討

身近なところで、建コン協内の各企業の名刺や封筒などに「建設コンサルタント」を明記する等が考えられる。その一方で、現在の業務内容が「建設コンサルタント」という名称になじんでいるのか、実務に合った名称なのか、「インフラマネージャー」や「社会資本整備コンサルタント」などの新たな名称を検討すべき時期に来ているという意見もある。

4. 国会議員への応援と要望活動

(1) 選挙の応援活動

「測量設計議員議連」の存在が、令和6年の測量法の改正に直結しているとしたら、同様の団体の設立を目指して応援議員を拡大することが考えられる。必要得票数の設定と、得票の可能性（地質エンジニアリング連盟や日建連他との連携の可能性）など、議連創設を検討する。

(2) 職域代表の国会議員への要望活動

各組織の要望等の提出に際しては、建コン協が地方ブロックの意見交換会を通じて、国交省などの発注者とともに技術者評価の方法や工期の適正化などを議論し、連盟は職域代表の国会議員に対する寄付や選挙支援活動を通じて、社会資本整備の予算確保や建設コンサルタント業に対する諸課題の解決に向けて活動している。さらに、両組織は品確議連などへの要望書提出を通じて関係大臣に陳情している

当面は、建コン協の行政府に対する対応と連盟の立法府に対する対応の棲み分けを維持していくものとする。令和3年2月に初めて品確議連の総会に出席し、かつ、建コン協と連盟が独立して要望書を提出できるようになったことから、両者の存在及び要望を際立たせることが考えられる。例えば、連盟からの要望は、「品確法の改正」など立法府に関係する内容（インフラ維持管理予算の確保など公共事業投資予算の拡大、建設コンサルタント登録規程を活用した資格の法制化など）に特化するなどの検討も議論する余地がある

一方で、建コン協と連盟が同じ要望事項を提出することによって、国会議員への印象を強く植え付けられるとの考え方もある。

5. 活動方針の中の重要事項とブラッシュアップ

活動方針の重要事項として、①本部活動の体制整備と後継者、②建コン協と連盟の役割分担と連携、③勝ち取ってきた技術者単価と事業量の確保の継続方法、④技術者の地位向上に係る根本的な課題への取組みの推進等がある。簡単ではないが、早期に見通しを立てるべきだろう。

なお、世界及び国内の政治情勢が流動的なことを勘案し、目標年令和13年の中間2028年(令和10年)頃には、新体制の連盟のもとで本中期活動方針のブラッシュアップを想定している。

中期活動方針のロードマップ(素案) 2025(令和7年)から2031(令和13年(設立30周年)への取組み 〇〇 マイルストーン

項目	小項目	設立25年						設立30年		
		1年目 2025 R7	2年目 2026 R8	3年目 2027 R9	4年目 2028 R10	5年目 2029 R11	6年目 2030 R12	9年目 2031 R13		
方針	中期活動方針	新会長年		新会長年	改定	新会長年		新会長年 改定		
選挙	参議院議員選挙年	選挙年			選挙年			選挙年		
政治活動	CE認知度・社会経済的地位の向上	議員へ要請(CEを審議で発言等)		品確法でのCE明記等認知度向上						
	品確法の改正から調達法制定へ	役割分担	品確法の検討	建コン協と連盟協議	改正へ	社会資本整備基本法 (or インフラ調達法)				
	要望 ※建コン協と連盟の棲み分けが必要	安定経営・担い手確保	国土強靱化の継続、技術者単価の引き上げ、諸経費の引き上げなど							
		働き方改革の推進	平準化、デジタル化・DX展開、オンライン・テレワークの整備推進など							
		品質の確保・向上	自治体の資格登録制度の活用・最低制限価格制度の導入							
			品確法の資格者・資格制度の確認と充実(高難度業務・官民連携業務対応)、資格法							
	生産性の向上	DX推進、BIM/CIM本格導入へ歩掛改正等								
	議員活動支援	意見交換会・講演会出席 年2回(通常総会時、秋頃)とセミナー出席								
		議員の地方視察(建コン協活動)への連盟・建コン協の人的支援(同行など)								
		建コン協活動現場(設計、運営、管理業務など)への招請								
建コン協本部支部・会員企業での意見交換会・講演会開催										
議員とのWeb会議開催										
国会活動の傍聴・国会議事堂見学など										
		献金(毎年11月頃)								
選挙活動(職域代表2名⇒拡大?)	見坂候補	足立議員+?	足立氏、見坂氏+1名?	議員3名?						
		他組織との連携検討								
数値目標	会員・口数	2,900名 4,300口	3,200名 4,800口	3,500名 5,300口	4,000名 6,000口					
管理	人員確保(管理など)	新体制3		増員1		事務所4名				
	規程整備	規程検討	1⇒約20	約20規程						
	活動費	会費活用方針策定		本部支部 活動費配分						
	事務所	新事務所の確保・移転								
組織	建コン協本部・支部と連盟の連携	人事連携構築	連盟・建コン協の定期的会合				若手の全国組織			
	若手の会(建コン協)	若手と意見交換	若手連携(準会員拡大、連盟と意見交換、共催行事)							
会員活動	情報発信(準会員通信、HP活用)	準会員通信R4.6~	HP活用拡大 (ex.連盟幹部からの情報配信)							
		会員勧誘用リーフ配布	(ex.連盟幹部による建コン協全国支部や会員・準会員アピール行脚)							
行事	若手の国会傍聴・見学・講演会等	国会傍聴・見学等、個別の会社や建コン協支部での講演会開催等								
	通常総会・役員会・幹部会	2月中旬通常総会・役員会(総会時と秋頃)・幹部会(年5~6回)								
	年次報告書作成	総会時に年次報告書を配布(会員名簿付)								
		記念誌発行 7.15式典								